

大台町障がい者活躍推進計画

機関名	大台町
任命権者	大台町長、大台町教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
大台町及び大台町教育委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>大台町及び大台町教育委員会においては、特例認定により、両機関を合算し、任免状況通報を行っている。</p> <p>令和元年6月1日時点では法定雇用率を達成しているが、今後も法定雇用率の達成を維持していくとともに、障がい者である職員の活躍のため、さらなる体制整備や取組が必要である。</p>
目標	
(大台町)	
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b> 当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>(評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>障がい者職員がやりがいを持って働ける環境づくりを促進し、不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>(評価方法) 毎年任免状況通報の際、人事記録により把握、進捗管理を行う。</p>
(大台町教育委員会)	
①採用及び定着に関する目標	大台町と連携して組織的な体制整備を行う。
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用推進者として、総務課長及び大台町教育委員会教育課長を選任する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示板等により周知する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合に</p>

	<p>は、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
<p>②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○障がい等により、従来の業務遂行が困難となった障がい者からの相談があった場合には、労働局に相談しつつ、遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際に障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
<p>④その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>